キャリアアップ助成金 社会保険適用時処遇改善コース

~導入編~

キャリアアップ助成金とは?

- 有期雇用労働者
- 短時間労働者
- 派遣労働者

など、いわゆる非正規雇用労働者の企業内での キャリアアップを促進するため**正社員化、処遇改善の 取組を実施した事業主に対して助成する制度**です

正社員化支援に関するコース

- ▶ 正社員化コース
 - ・・・有期雇用労働者等を正社員化

- ▶ 障害者正社員化コース
 - ・・・・障害のある有期雇用労働者等を正規雇用労働者等に転換

処遇改善支援に関するコース

賃金規定等改定コース

・・・・有期雇用労働者等の基本給を定める賃金規定を3%以上増額改定し、 その規定を適用

賃金規定等共通化コース

···有期雇用労働者等と正規雇用労働者との共通の賃金規定等を新たに 規定し、適用

賞与・退職員制度導入コース

···有期雇用労働者等を対象に賞与・退職金制度を導入し、支給又は積 み立てを開始

社会保険適用時処遇改善コース

・・・短時間労働者を新たに社会保険に加入させた際に、手当等の支給、 賃上げ、労働時間の延長等を実施

あるいは、労働時間の延長等により新たに社会保険に加入させる

社会保険適用時処遇改善コース

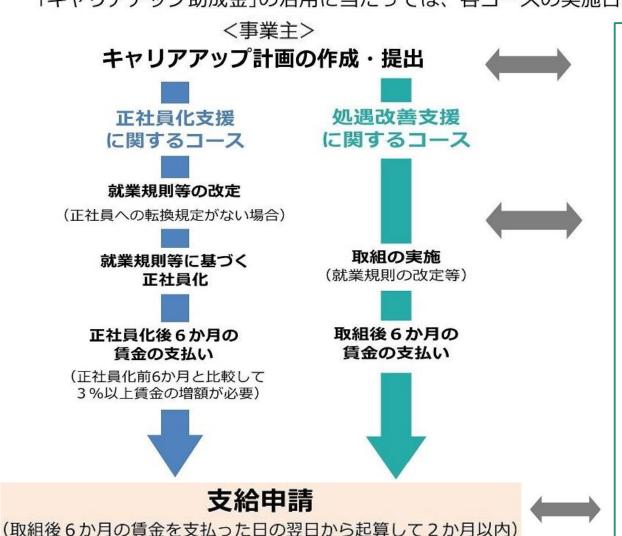
1. 手当等支給メニュー

2. 労働時間延長メニュー

3. 1と2の併用メニュー

キャリアアップ助成金の申請までの流れ

「キャリアアップ助成金」の活用に当たっては、各コースの実施日の前日までに「キャリアアップ計画」の提出が必要です。



<労働局・ハローワーク>

キャリアアップ計画 の作成援助・認定

就業規則等の 改定方法の相談等 キャリアアップ計画とは? 有期雇用労働者等のキャリアアップに向けた取り組みを計画的に進めるために、 対象者、目標、期間、活用する助成金のコース等、今後の大まかな取り組みイメージをあらかじめ記載するものです

支給審查支給決定

手当等支給メニュー

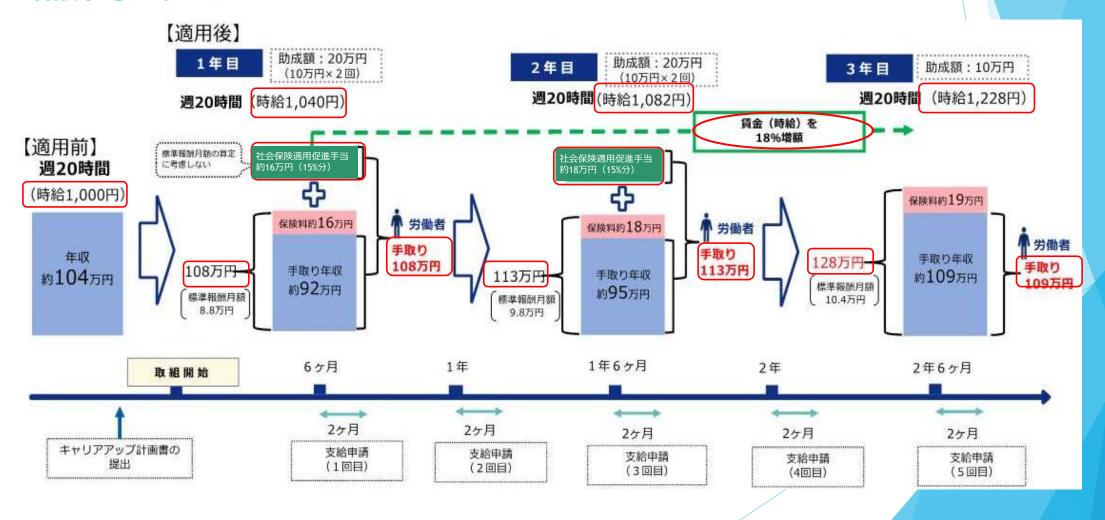
本人負担分の保険料額を上限として、社会保 険の算定としない取扱いを受けられる手当 (標準報酬月額10.4万円以下の者に限る

事業主が労働者に社会保険を適用させる際に、「社会保険適用促進手当」の支給等により 労働者の収入を増加させる場合に助成します。

	要 件	申請時期	1人当たり助成額
1年目	①賃金(標準報酬月額・標準賞与額)の 15% 以上分を労働者に追加支給すること (社会保険適用促進手当など)		6か月ごとに 10万円×2回 (大企業は7.5万円×2回)
2年目	②賃金の 15%以上 分を労働者に追加支給する(社会保険適用促進手当など)とともに、3年目以降、以下③の取組が行われること	左欄の取組を 6か月間継続した 後2か月以内	6か月ごとに 10万円×2回 (大企業は7.5万円×2回)
3年目	③賃金(基本給)の18%以上を増額させていること(労働時間の延長との組み合わせによる賃金増額も可能)		6 か月で 10万円 (大企業は7.5万円)

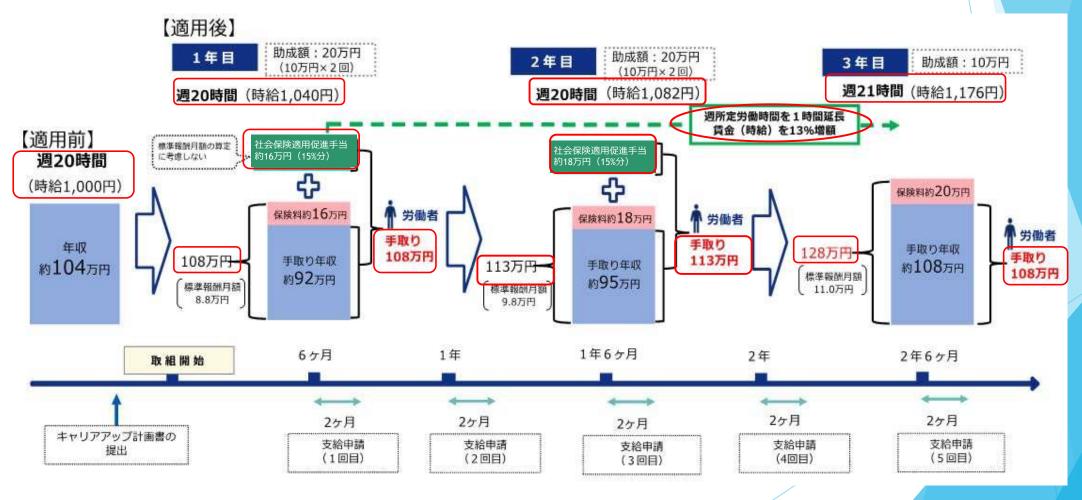
手当等支給メニューの活用ケース①

賃上げにより社会保険に加入、3年目に賃金(時給)を18%以上 増額するパターン



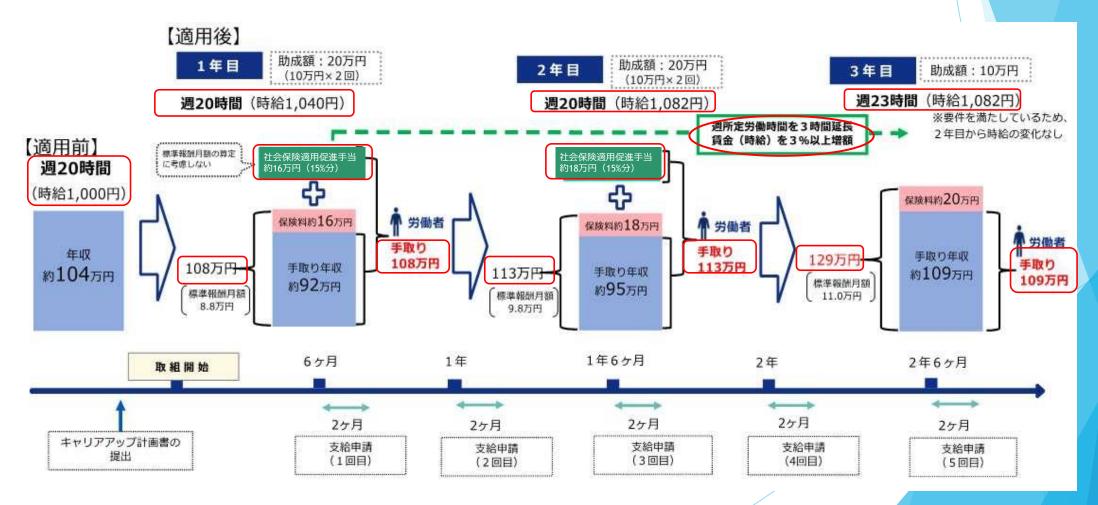
手当等支給メニューの活用ケース②

賃上げにより社会保険に加入、3年目に週所定労働時間を1時間延長し、賃金 (時給)を13%増額するパターン(賃上げと労働時間の延長を組み合わせ、 トータル18%以上増額している)



手当等支給メニューの活用ケース③

賃上げにより社会保険に加入、3年目に週所定労働時間を3時間延長し、賃金 (時給)を3%増額するパターン(賃上げと労働時間の延長を組み合わせ、トータル18%以上増額している)



労働時間延長メニュー

②労働時間延長メニュー

所定労働時間の延長*により社会保険を適用させる場合(または社会保険を適用させる際に所 定労働時間を延長する場合)に事業主に対して助成します。

以下の表の①~④のいずれかの取組を行った場合に、労働者1人当たり中小企業で30万円(大企業の場合は22.5万円)を支給します。

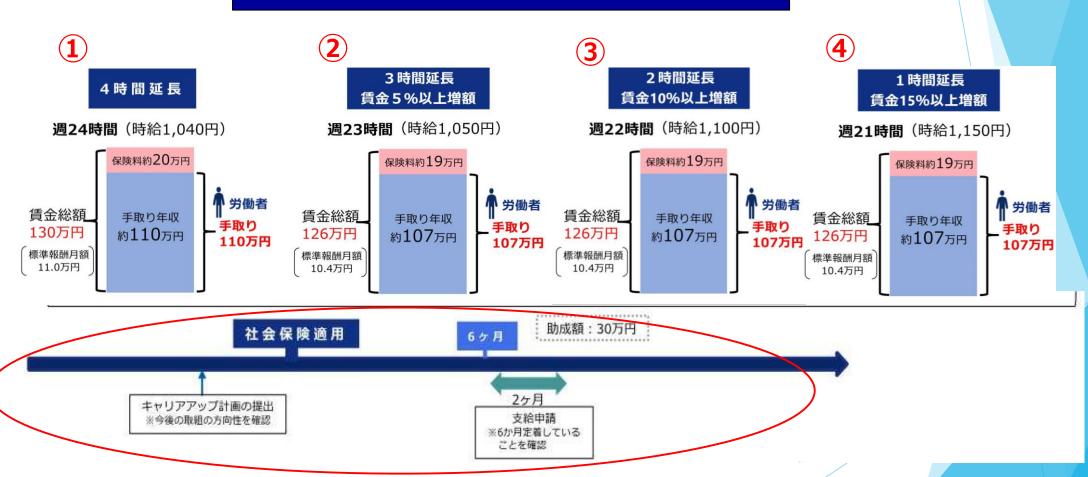
	週所定労働時間 の延長		賃金の増額	申請の時期	1人当たり助成額
1	4 時間以上		_		
2	3時間以上 4時間未満		5%以上	左 欄 の 取 組 を 6 か 月 間 継 続 し た	6 か月で
3	2時間以上 3時間未満	T	10%以上	後2か月以内	30 万円 (大企業は22.5万円)
4	1 時間以上 2時間未満		15%以上		

※原則、延長前6か月の週平均実労働時間と延長後6か月の週所定労働時間を比較します。

労働時間延長メニューの活用ケース

②~④においては、同一事業所内の他の労働者の賃金も増額改定すれば、 キャリアアップ助成金賃金規定等改定 コースが活用できる可能性があります

【適用前】 週20時間(時給1000円) 年収104万円



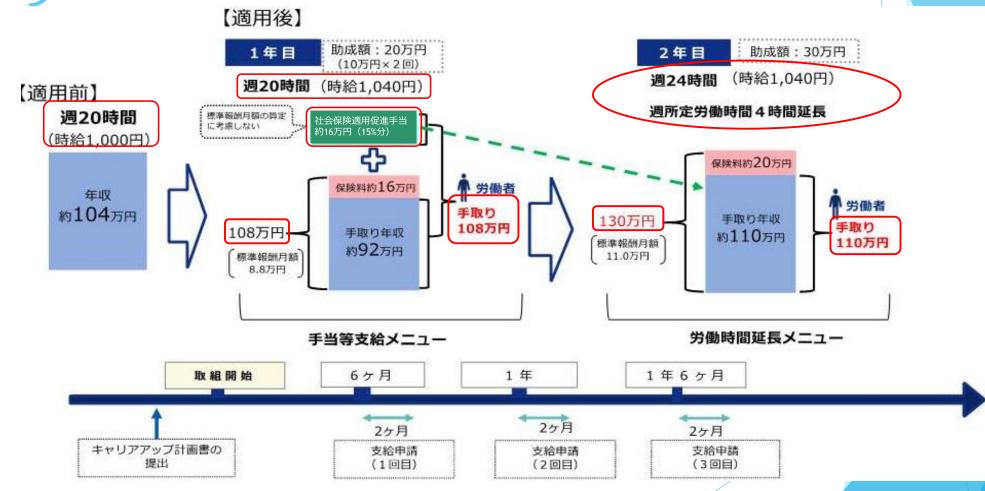
併用メニュー (手当等支給と労働時間延長)

1年目に「手当等支給メニュー」の取組による助成を受けた後、2年目に「労働時間延長メニュー」の取組による助成を受けることができます。

		要件		申請時期	1人当たり助成額
1年目	賃金(標準報酬月額・標準賞与額)の 15%以上分を労働者に追加支給すること (社会保険適用促進手当)			6か月ごとに 10万円×2回 (大企業は7.5万円)	
2 年目		上記の取組を行った上 以下のいずれかの取組を行			
		週所定労働時間の延長	賃金の増額	左欄の取組を	
	1	4 時間以上	_	6か月間継続した後2	C + 1 = 7
	2	3時間以上 4時間未満	5%以上	か月以内	6か月で 30万円
	3	2時間以上 3時間未満	10%以上	- (大企業は22.5万	(大企業は22.5万円)
	④	1 時間以上 2時間未満	15%以上		

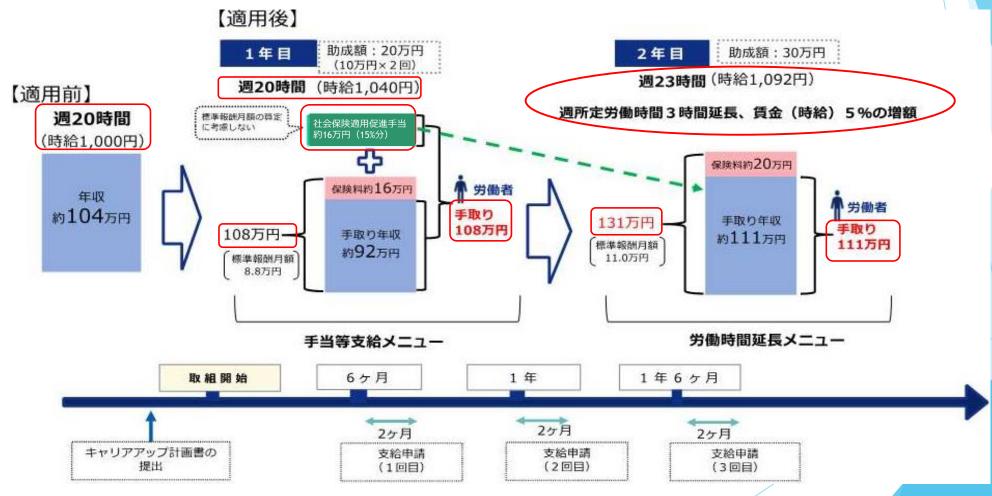
併用メニューの活用ケース①

賃上げにより社会保険に加入、2年目に労働時間を4時間延長する パターン



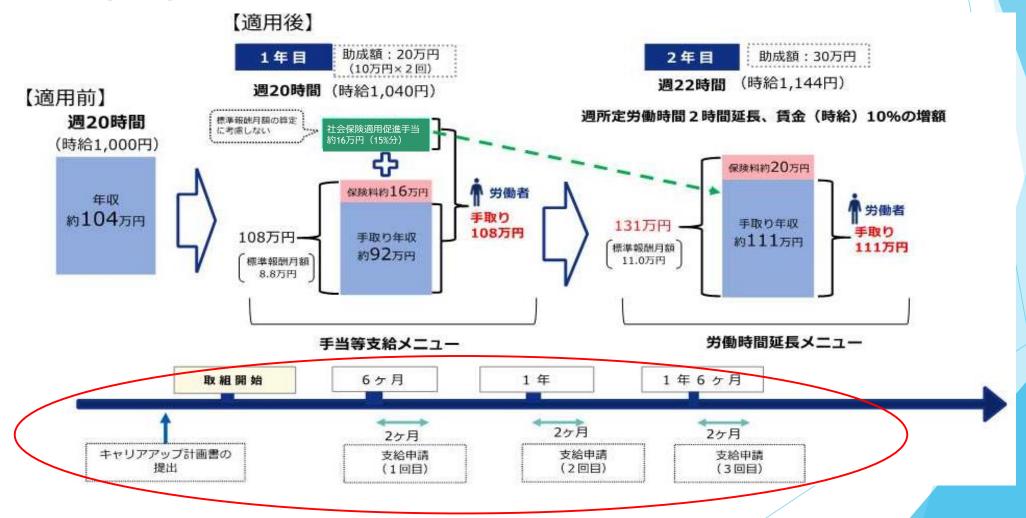
併用メニューの活用ケース②

賃上げにより社会保険に加入、2年目に労働時間を3時間延長し、 賃金(時給)を5%増額させるパターン



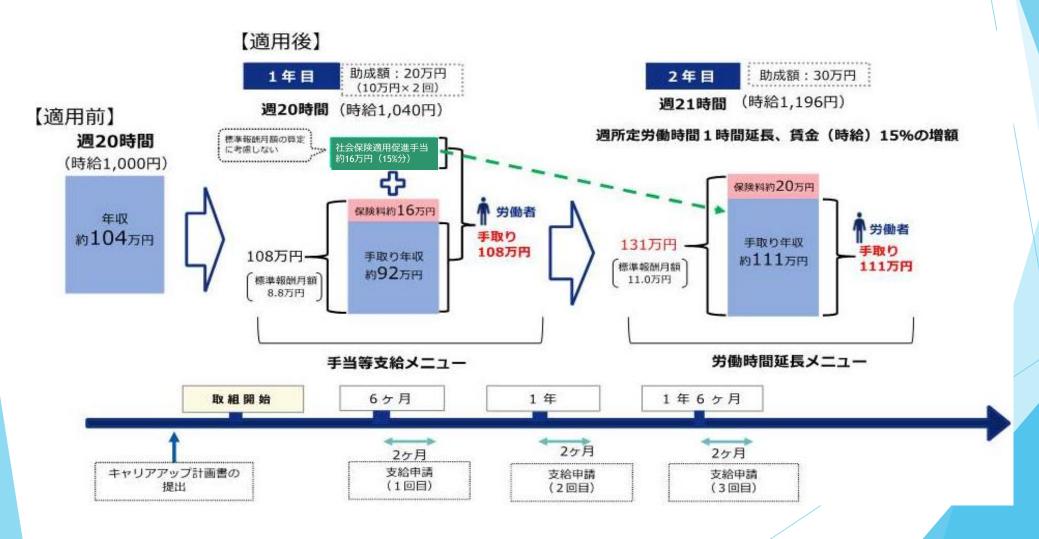
併用メニューの活用ケース③

賃上げにより社会保険に加入、2年目に労働時間を2時間延長し、 賃金(時給)を10%増額させるパターン



併用メニューの活用ケース4

賃上げにより社会保険に加入、2年目に労働時間を1時間延長し、 賃金(時給)を15%増額させるパターン



社会保険に加入するメリットは?

事業主のメリット

- 短時間労働者が就業調整(社会保険の適用により、手取り収入が減少することを避け働く時間を短くすること)をすることがなくなり、人手不足を解消できる
- 従業員のキャリアアップや処遇改善の取組をしていることを、人材確保 のためのアピールポイントにできる

労働者のメリット

- 年収の壁を意識しないで働くことができる
- 将来受け取る年金が増額される
- 病気やけがなどの休業や、産休期間中に給料の2/3相当が支給される

厚生労働省 からの お知らせ

「年収の壁・支援強化パッケージ」

パート・アルバイトで働く方が

「年収の壁」を意識せず

に働ける環境づくりを後押しします。



パート・アルバイトで働く方の「年収の壁」に対する意識

年収106万円以上となることで、 厚生年金・健康保険に加入するため、 保険料負担を避け、就業調整してしまう。

年収130万円以上となることで、 国民年金・国民健康保険に加入するため、 保険料負担を避け、就業調整してしまう。



パート・アルバイトで働く方の、 厚生年金や健康保険の加入に併せて、

手取り収入を減らさない取組。※ を実施する企業に対し、

労働者1人当たり最大50万円 の支援をします。

- (※)・社会保険適用促進手当を支給 (社会保険料の算定対象外)
 - 賃上げによる基本給の増額

・所定労働時間の延長

「130万円の壁」対応

パート・アルバイトで働く方が、 繁忙期に労働時間を延ばすなどにより、 収入が一時的に上がったとし ても、事業主がその旨を証明 することで、

引き続き被扶養者認定が可能 となる仕組みを作ります。

▶ この他に「配偶者手当への対応」もあり、各対応の詳細は裏面をご覧ください。

年収の壁突破・総合相談窓口

年収の壁に関する 厚生労働省HP

00.0120-030-045 (フリーダイヤル・無料)

受付時間 平日 8:30~18:15 (土日・祝日・年末年始 (12/29~1/3) はご利用いただけません。)



6 厚生労働省

「106万円の壁」への対応

◆企業への支援【キャリアアップ助成金「社会保険適用時処遇改善コース」】

労働者本人負担分の保険料相当額の手当支給や賃上げなどにより、壁を意識せず働ける環境づくりを行う企業を後押しするコースの新設。



(1) 手当等支給メニュー

(つ) 労働時間延長マーュ

要件	1人当たり 助成額
① 賃金の15%以上を追加支給 (社会保険適用促進手当)	1年目 20万円
②賃金の15%以上を追加支給 (社会保険適用侵進手当) 3年目以降、③の取組	2年目 20万円
③ 賃金の 18%以上を増額	3年目 10万円

週所定労働時間の延長	賃金の 増額	1人当たり 助成額
4時間以上	_	30万円
3時間以上 4時間未満	5%以上	
2時間以上 3時間未満	10%以上	
1時間以上 2時間未満	15%以上	

- ※ 助成額は中小企業の場合。大企業の場合は3/4の額。
- ※ 1年目に(1)の取組による助成(20万円)を受けた後、2年目に(2)の取組による助成(30万円)を受けることが可能。
- ◆社会保険適用促進手当

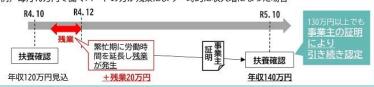
事業主が被用者保険適用に伴い手取り収入を減らさないよう手当を支給した場合 は、本人負担分の保険料相当額を上限として社会保険料の算定対象としません。



「130万円の壁」への対応

◆事業主の証明による被扶養者認定の円滑化

(例)毎月10万円で働くパートの方が残業により一時的に収入増になった場合



配偶者手当への対応

企業の配偶者手当の見直しが進むよう、見直しの手順をフローチャートで示す等 わかりやすい資料を作成・公表しました。



厚生労働省キャリアアップ助成金関連HP

キャリアアップ 助成金総括



キャリアアップ助成金 社会保険適用時 処遇改善コース



年収の壁・支援 強化パッケージ



お問い合わせ先

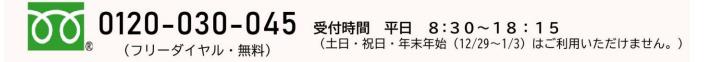
◆ 各都道府県の働き方改革推進支援センターでも助成金に関する 相談を受け付けています。

働き方改革推進支援センター 無料相談窓口



◆ 以下の「年収の壁突破・総合相談窓口」(コールセンター)に もご相談いただけます。

年収の壁突破・総合相談窓口



キャリアアップ助成金についてのお問い合わせ

静岡労働局 助成金センター

TEL: 054-653-6116

Mail: 22000-joseikin@mhlw.go.jp

次回 実践編は・・・?

- キャリアアップ計画書の作成
- キャリアアップ計画書の記載
- 支給申請書の記載

2月21日(金)11:00~